

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="331 236 763 268">職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p data-bbox="253 316 517 347">第一条・第二条 (略)</p> <p data-bbox="297 395 667 427">(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p data-bbox="253 435 1099 738">第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。))をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p data-bbox="253 866 365 898">2 (略)</p> <p data-bbox="253 906 1099 1289">3 任命権者は、職員(埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。))で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、<u>第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、<u>第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は</u>当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p data-bbox="253 1337 421 1369">第四条 (略)</p> | <p data-bbox="1223 236 1655 268">職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p data-bbox="1144 316 1408 347">第一条・第二条 (略)</p> <p data-bbox="1189 395 1536 427">(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p data-bbox="1144 435 1995 858">第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日<u>をいう</u>。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、<u>第三項の規定により勤務時間を割り振る職員(埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。))で定める者に限る。)</u>については、<u>日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p data-bbox="1144 866 1256 898">2 (略)</p> <p data-bbox="1144 906 1995 1209">3 任命権者は、職員(<u>委員会規則</u>で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、<u>始業及び終業の時刻について</u>職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p data-bbox="1144 1337 1312 1369">第四条 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(週休日の振替等)</p> <p>第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下<u>この項</u>において「勤務日」という。）のうち委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(休憩時間)</p> <p>第六条 (略)</p> <p><u>2 任命権者は、次に掲げる場合には、委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u></p> <p><u>一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u></p> <p><u>二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u></p> <p><u>三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u></p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、委員</p> | <p>(週休日の振替等)</p> <p>第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下<u>この条</u>において「勤務日」という。）のうち委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(休憩時間)</p> <p>第六条 (略)</p> <p><u>2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u></p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、<u>三歳に満たない</u>子のある職員が、委員会規則で定めると</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。</p> <p>5 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第七条の二～第十四条 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十五条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他委員会規則で定める者（<u>第十五条の三第一項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第十五条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> | <p>ころにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。</p> <p>5 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>三歳に満たない</u>子のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第七条の二～第十四条 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十五条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第十五条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第十六条～第十八条 （略）</p> | <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第十六条～第十八条 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第五条（略）</p> <p>（給料の支給）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、<u>第四条及び第五条第一項</u>又は学校職員勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日<u>並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>（以下<u>これらの日を「週休日等」という。</u>）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。</p> <p>第六条の二～第十三条（略）</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（<u>週休日等</u>における勤務のうち委員会規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時ま</p> | <p style="text-align: center;">職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第五条（略）</p> <p>（給料の支給）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、<u>第四条及び第五条</u>又は学校職員勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日（以下「<u>週休日</u>」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。</p> <p>第六条の二～第十三条（略）</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（<u>週休日</u>における勤務のうち委員会規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時ま</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>での間である場合には、百分の百七十五)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第十五条・第十六条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十六条の二 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日等</u>又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)に勤務した場合(勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日に勤務した場合、学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて当該学校職員の休日の正規の勤務時間の全部又は一部を勤務した指定管理職員にあつては当該学校職員の休日に勤務した時間に代わる代休として指定された正規の勤務時間中に勤務した場合及び正規の勤務時間の全部が代休として指定された日の正規の勤務時間外に勤務した場合)は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十七条～第二十三条 (略)</p> | <p>での間である場合には、百分の百七十五)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第十五条・第十六条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十六条の二 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日</u>又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)に勤務した場合(勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日に勤務した場合、学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて当該学校職員の休日の正規の勤務時間の全部又は一部を勤務した指定管理職員にあつては当該学校職員の休日に勤務した時間に代わる代休として指定された正規の勤務時間中に勤務した場合及び正規の勤務時間の全部が代休として指定された日の正規の勤務時間外に勤務した場合)は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第十七条～第二十三条 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第一条～第二十四条　（略）</p> <p>（手当額の特例）</p> <p>第二十五条　前条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び<u>第五条第一項</u>の規定に基づく週休日、<u>勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>並びに勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び勤務時間条例第九条に規定する代休日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この条例の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>第二十六条・第二十七条　（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～25　（略）</p> <p>（手当額の特例）</p> <p>26 附則第二項、第四項、第五項、第十一項、第十四項又は第十八項の業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条<u>及び第五条第一項</u>又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日、</p> | <p style="text-align: center;">職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第一条～第二十四条　（略）</p> <p>（手当額の特例）</p> <p>第二十五条　前条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び<u>第五条</u>の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び勤務時間条例第九条に規定する代休日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この条例の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>第二十六条・第二十七条　（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～25　（略）</p> <p>（手当額の特例）</p> <p>26 附則第二項、第四項、第五項、第十一項、第十四項又は第十八項の業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条<u>及び第五条</u>又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日並びに勤</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p><u>勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>並びに勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び勤務時間条例第九条に規定する代休日又は学校職員勤務時間条例第十条第一項に規定する学校職員の休日（学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定による代休が指定された日（代休の指定前に割り振られていた勤務時間の全部が当該指定によって代休として指定される日に限る。）を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、附則第二項、第四項、第五項、第六項、第十一項、第十四項又は第十八項の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>27～34 （略）</p> | <p>務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び勤務時間条例第九条に規定する代休日又は学校職員勤務時間条例第十条第一項に規定する学校職員の休日（学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定による代休が指定された日（代休の指定前に割り振られていた勤務時間の全部が当該指定によって代休として指定される日に限る。）を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、附則第二項、第四項、第五項、第六項、第十一項、第十四項又は第十八項の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>27～34 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">職員の修学部分休業に関する条例</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 修学部分休業をしている職員が特殊勤務手当条例第二十四条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、勤務時間条例第九条に規定する代休日並びに修学部分休業又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第二条第一項に規定する高齢者部分休業（以下この項において「高齢者部分休業」という。）により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第二十五条の規定にかかわらず、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、特殊勤務手当条例の規定（第二十五条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>第四条（略）</p> | <p style="text-align: center;">職員の修学部分休業に関する条例</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 修学部分休業をしている職員が特殊勤務手当条例第二十四条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、勤務時間条例第九条に規定する代休日並びに修学部分休業又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第二条第一項に規定する高齢者部分休業（以下この項において「高齢者部分休業」という。）により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第二十五条の規定にかかわらず、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、特殊勤務手当条例の規定（第二十五条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>第四条（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">職員の高齢者部分休業に関する条例</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 高齢者部分休業をしている職員が特殊勤務手当条例第二十四条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、勤務時間条例第九条に規定する代休日並びに高齢者部分休業又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第一項に規定する修学部分休業（以下この項において「修学部分休業」という。）により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第二十五条の規定にかかわらず、高齢者部分休業又は修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、特殊勤務手当条例の規定（第二十五条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>第四条～第六条（略）</p> | <p style="text-align: center;">職員の高齢者部分休業に関する条例</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 高齢者部分休業をしている職員が特殊勤務手当条例第二十四条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、勤務時間条例第九条に規定する代休日並びに高齢者部分休業又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第一項に規定する修学部分休業（以下この項において「修学部分休業」という。）により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第二十五条の規定にかかわらず、高齢者部分休業又は修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、特殊勤務手当条例の規定（第二十五条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>第四条～第六条（略）</p> |